

審査請求について

1 審査請求の概要

審査請求人 *****

審査請求日 平成24年7月27日

審査請求の趣旨 次の納入通知書に係る下水道使用料の徴収に関する処分を取り消すとの裁決を求める。
 ○平成22年2月24日発行 平成21年4月分(102万255円)、5月分(103万8,519円)、6月分(100万587円)及び7月分(80万6,295円)の納入通知書
 ○平成22年3月11日発行 平成16年5月分～平成21年3月分(3,848万4,877円)の納入通知書

2 審査請求制度の概要

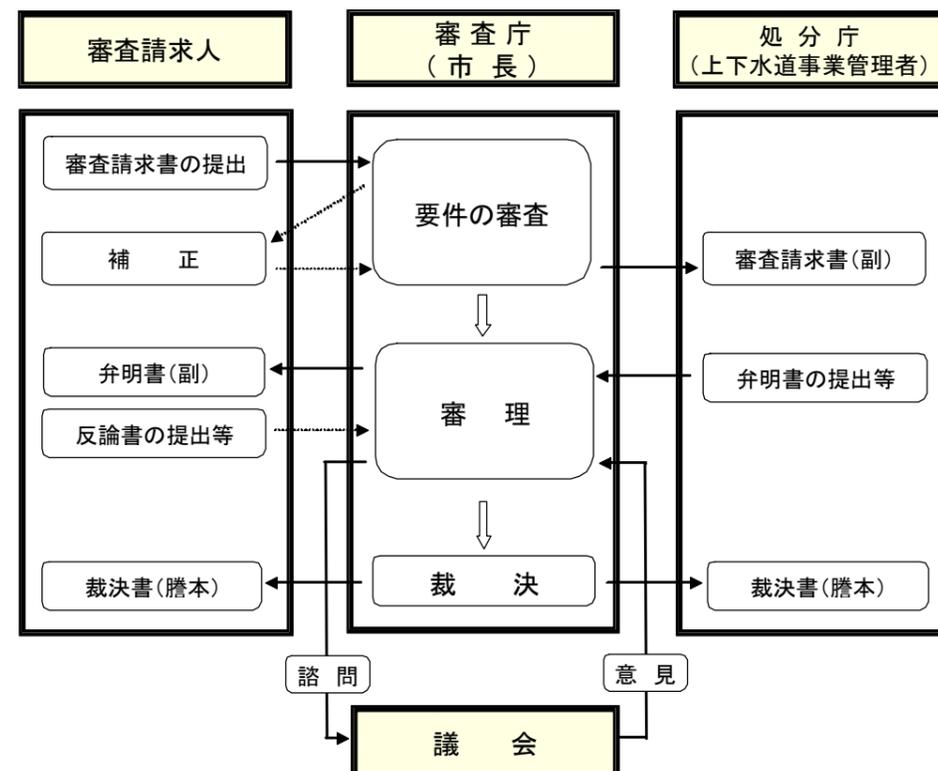
審査請求とは、違法又は不当な処分について、処分庁の直近上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。制度については行政不服審査法に定めるほか、使用料の徴収に関する処分は、地方自治法に議会への諮問や審査請求期間等について特別の定めがある。

(1) 審査請求の対象

下水道使用料の徴収に関するものとして次の処分が審査請求の対象となる。

- ア 納入通知処分
- イ 督促処分
- ウ 滞納処分

(2) 審査請求の手続



(3) 審査請求期間



※ 審査請求がなされてから裁決までの期間は定められていないが、行政事件訴訟法により、審査請求してから3ヶ月経過すると裁決を経なくとも取消訴訟を提起できる。

(4) 裁決

- ア 却下
審査請求が要件を充たしておらず、不適法な場合になされる。
- イ 棄却
処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。
- ウ 認容
処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しや処分の変更ができる。

3 取消訴訟

裁決を経てなお処分又は裁決について不服がある場合は、正当な理由がある場合を除き、裁決があったことを知った日から6ヶ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、地方自治法により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求してから3ヶ月経過しても裁決がないなど正当な理由があれば提起できる。

裁判所は処分の違法性について審理し、処分は違法でないとして請求を棄却する判決を行うか、違法であるとして処分を取り消す判決を行う。

4 不服申立てに関する教示

行政不服審査法により、不服申立てができる処分については、処分の相手方に不服申立てについて、書面にて教示しなければならないとされているため、納入通知処分等の審査請求の対象となる処分において、審査庁や期間についての教示が必要となる。

5 審査請求に至るまでの経過

(1) 下水道の使用状況

審査請求人は、**区****に立地する建物の所有者であり、そこでスポーツセンターを営み（運営は****に委託している。）、平成3年11月1日から下水道を使用し、水道水の使用に係る下水道使用料は支払っていたが、平成16年5月から使用していた地下水に係る下水道使用料は支払っていなかった。

(2) 経過

平成16年 4月 9日	審査請求人が5月15日から地下水を揚水するため、環境局に対して地下水揚水に係る届出をしたが、当該地下水を公共下水道へ排水する旨の届出はしなかった。
平成21年 8月 5日	****から、平成16年5月から地下水分の下水道使用料を支払っていなかった旨の説明があった。
12月 4日	審査請求人から、過去の下水道使用料の算定のため、環境局に提出している地下水揚水測定報告のデータを使用することに同意を得た。
平成22年 2月 24日	審査請求人に対し、平成21年4月分～7月分の下水道使用料合計386万5,656円の納入通知書、平成16年5月分～平成21年3月分の下水道使用料6,348万4,877円の納入通知書を交付した。
3月 5日	審査請求人から2,500万円について支払い、残りは分割払いとする旨の申出があった。
3月 11日	先に納入通知書を交付した6,348万4,877円について、2,500万円と3,848万4,877円の納入通知書に分割した上で交付した。
3月 29日	審査請求人が2,500万円を支払った。
6月 3日	審査請求人に未納の4,235万533円分について督促状を交付した。
8月 30日	審査請求人がオンブズマンに苦情申立てを行った。
9月 2日	審査請求人が納入通知処分取消請求訴訟（行政訴訟）を提起した。
平成23年 8月 4日	審査請求人が債務不存在確認請求訴訟（民事訴訟）を提起した。
12月 9日	納入通知処分取消請求訴訟について却下判決が言い渡された。
12月 22日	審査請求人が納入通知処分取消請求訴訟の判決を不服として控訴を提起した。
平成24年 7月 24日	納入通知処分取消請求訴訟控訴審について棄却判決が言い渡された（8月8日確定）。
7月 27日	審査請求人が審査請求を行った。
9月 28日	審査請求人が4,235万533円を支払った。

6 訴訟の内容

(1) 納入通知処分取消請求訴訟（行政訴訟）

○第1審

ア 主な争点

本件訴えは適法な審査請求又は異議申立てを経ておらず、不適法な訴えであるか否か。

イ 判決

本件訴えを却下する。

地方自治法にいう「使用料の徴収に関する処分」である下水道使用料の納入通知処分には、同法第229条第6項が適用されるから、本件取消訴訟を提起するには、不服申立てを経なければならず、これを経していない本件訴えは不適法である。

○控訴審

ア 主な争点

第1審に同じ。

イ 判決

本件控訴を棄却する。

本件の具体的事情、特に不服申立て手続に関する教示が一切行われていないことにかんがみると、審査請求期間経過に関する正当な理由があるとするには十分な根拠があり、被控訴人が、現時点においても控訴人が審査請求をすれば、それを受け付ける意向を持っていることをも併せ考慮すると、審査請求の前置を要求することが不当な結果を招くとはできない。

そうすると、行政事件訴訟法第8条第2項第3号の「正当な理由※」があるとは認めることができず、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却する。

※ 裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができる理由

(2) 債務不存在確認請求訴訟（民事訴訟）

納入通知処分取消請求訴訟第1審の第1回口頭弁論（平成22年12月15日）において、下水道使用料の納入通知処分について、不服申立てを経なければ、訴えを提起できない可能性があることを裁判所から指摘され、審査請求人が、下水道使用料債権を私法上の債権と構成した上で、債務不存在確認請求訴訟の提起に至ったもので、現在係争中である。

7 審査請求の継続について

審査請求人は、審査請求の提起後に、審査請求の対象となっている下水道使用料4,235万533円を支払ったが、審査請求を取り下げないことを明言している。